

福山市発注工事における情報共有システム利用実施要領（建築工事）

（目的）

第1条 本要領は、市が発注する公共建築工事における情報共有システムの利用について、設計図書に定めるものの他必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 情報共有システムの対象工事は、特記仕様書又は現場説明書にその旨及び発注者指定型又は受注者希望型の別を記載するものとする。

（利用範囲）

第3条 情報共有システムを利用して情報交換及び共有する範囲は、原則として工事関係図書のすべてとする。

（決裁）

第4条 監督員の指示、承諾、協議、立会い、検査その他これらに類するものに関する決裁は、情報共有システムによるものとする。

2 受注者の報告、確認その他これらに類するものに関する決裁は、情報共有システムによるものとする。

（工事検査）

第5条 工事検査は、原則として情報共有システムによるものとする。

2 受注者は、前項の検査に必要なパソコンその他機器を準備する。

（工事完成時の提出図書）

第6条 受注者は、工事完成時の提出図書のうち、情報共有システムを利用して情報交換及び共有したものは、原則として電子媒体（CD-R等）に記録し、提出する。

（その他）

第7条 この要領の運用に関し必要な事項は、「情報共有システム利用手引（建築工事）」に定めるものとする。

附 則

この要領は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

この要領は、2024年（令和6年）6月1日から施行する。